

『相続税対策における生命保険の活用ポイント』

安心・簡単・長続き と言うキーワードで相続対策を考えたとき、この3つをクリアするため生命保険を使うことは非常に有効であり、次のポイントが考えられます。

I. 納税資金として最も頼りにできる。

相続税は、相続が発生した後10ヶ月以内に支払わなければなりません。たとえ遺産分割が円満に終了していないような場合でも、税金はとりあえず支払わなければなりません。

保険金は普段目に見えない資産ですが、相続開始と同時に姿を現わしてくれます。遺族にとって最も頼り甲斐のある納税資金に最適な財産です。

II. 非課税枠がある。

死亡保険金には「法定相続人1人当たり500万円が非課税」という税法上の規定があります。この500万円を大きいと見るか、小さいと見るかは人によって違います。

相続人が妻と子供3人の場合、保険金2000万円までは相続税がかかりません。それに比べ、現金預金2000万円には非課税枠がなく、全額が課税対象となります。つまり、保険金という現金と考えるのです。

III. リスク防衛の総費用が計算できる。

現代はリスク防衛の大切な時代です。しかし、すべてのリスクを事前に見つけ、その防止の費用を100%計算するのは、なかなか難しいことです。

一方、生命保険は、目的、必要な保障額、それに合う保険商品さえ決めれば、年齢、性別によって自動的に保険料が決まり、簡単に「リスク防衛の総費用」を計算することができるのです。

IV. 分割が容易で相続争い防止に最適

もともと財産（不動産）というのは分割しやすい形で残されているとは限りません。しかし、なぜか誰もが、簡単に遺産分割はできるものだと思いこんでいます。ここに揉め事の下地があります。そこで、分割しやすい生命保険を使って不平等な部分を調整し、相続争いの芽を未然に摘むのです。

V. 入った時からすぐ満額が保障

貯金も少しずつ増やしていけば、いつかは保険金と同じ金額に達するでしょう。

しかし、貯金の最大の欠点は一気に資産形成ができない点にあります。それ相応の期間を必要とする「期間のリスク」が、相続対策用としては不安定なのです。

これに対し、生命保険は一回でも保険料を支払えば、その時から、もしもの時には保険金額を保障してくれます。『貯金は三角△、保険は四角』つまり期間のリスクがないと言うことです。